

新規指定・指定の更新及び 各種変更の際の提出書類一覧表

①新規指定及び指定の更新の申請の際に必要な提出書類等

提出書類等	法人	個人
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号・両面印刷） ※1	○	○
機械器具調書（別表）	○	○
誓約書(様式第2号)	○	○
所沢市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書	○	○
定款の写し	○	×
登記事項証明書（原本）	○	×
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）	○	○
給水装置工事主任技術者の免状の写し	○	○
住民票または外国人登録証明書 ※2	×	○
手数料	10,000 円	

※1…登記事項証明書に支店登録の無い事業所の申請（本店以外）がある際は、窓口サービス課担当者
と十分協議を行い、指示を受けてください。

※2…個人にあつては、住民基本台帳法の一部改正により、令和4年8月20日以降は不要になりました。

②指定事項を変更する際の提出書類等

提出書類等	法人			個人
	名称・住所 の変更	代表者氏名 の変更	役員の氏名 の変更	
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (様式第10) ※3	○	○	○	○
定款の写し	○	○	×	×
登記事項証明書 (原本)	○	○	○	×
誓約書 (様式第2)	×	○	○	×
住民票または外国人登録証明書※4	×	×	×	○
指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (様式第2号)	○	○	×	○
交付されている事業者証	○	○	×	○
手数料	1,200 円		×	1,200 円
申請または提出の時期	変更のあった日から 30 日以内			

※3…登記事項証明書に支店登録の無い事業所の変更等（本店以外）がある際は、窓口サービス課担当者
と十分協議を行い、指示を受けてください。

※4…個人にあつては、住民基本台帳法の一部改正により、令和4年8月20日以降は不要になりました。

③主任技術者を選任・解任する際の提出書類

提出書類等	法人	個人
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）	○	○
給水装置工事主任技術者の免状の写し	○	○

④事業を廃止・休止・再開する際の提出書類

提出書類等	廃止	休止	再開
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）	○	○	○
交付されている事業者証	○	○	×
申請または提出の時期	30日以内		10日以内